平成２５年（フ）第１１３５８号
東京都目黒区八雲２丁目７－７－203　都立大第２コーポラス
債務者　松葉　雄一
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３５９号
東京都練馬区旭町２丁目10－12－Ｃ201
債務者　高橋　幸恵
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６２号
東京都葛飾区堀切２丁目61－１　コーラハウスＡ、住民票上の住所東京都葛飾区堀切１丁目27－11－Ｂ－406
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６５号
東京都江東区大島５丁目46－６－103
債務者　廣田　美稀
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６６号
埼玉県川口市元郷３丁目20－５
債務者　中野　泰江
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６７号
神奈川県横浜市神奈川区神之木町２－35－203
債務者　菅　　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６８号
茨城県水戸市見和２丁目473－33
債務者　関根　裕子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６９号
東京都江東区豊洲４丁目10－18－215
債務者　金子　祐子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３７０号
東京都豊島区巣鴨１丁目７－３－102
債務者　谷口　邦枝
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３７５号
東京都板橋区桜川３丁目２－８－105
債務者　若林　修三
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３７６号
東京都新宿区若葉３丁目７－201
債務者　小玉　千江
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３７７号
東京都府中市美好町３丁目13－３　第１グリーンテラス302
債務者　渡邊　早苗（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３７９号
東京都足立区西保木間３丁目２－４－205
債務者　鈴木　廣一
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３８０号
東京都台東区元浅草１－15－２　浅草荘、住民票上の住所東京都墨田区向島５丁目13－21－201
債務者　金永幸雄こと　金　　幸雄
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３８３号
東京都足立区西新井４丁目44－３－201
債務者　池田　美保
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３８５号
東京都三宅島三宅村伊豆989
債務者　能任　可公
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部